

平成25年度の 狂犬病予防注射と犬の登録について

狂犬病予防法で、犬の飼い主には、犬の登録（生後91日以上）と狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせることが、義務付けられています。

表1の日程で、狂犬病予防注射の集合注射を実施します。登録が済んでいない犬は、注射と登録を同時に行います。

都合の良い場所、時間にお越しください。

また、表2の動物病院でも年間を通じて、注射と登録を行っています。費用も集合注射と同額です。なお、すでに播磨町で登録されている犬については、狂犬病予防注射通知書を3月中旬に発送しています。

▼持参するもの・費用

- 登録した犬
- 狂犬病予防注射通知書
- 費用 1匹につき3千200円
- 登録していない犬
- 費用 1匹につき6千200円
- (登録3千円・注射3千200円)

▼問合せ
すこやか環境グループ
079(435)2721

加古川市・加古郡 獣医師会からの お知らせ

集合注射では、多くの犬が集まるため興奮し、犬同士のけんかになる場合がありますので、注意をしてください。犬も人と同じ生き物です。毎日体調は変わってきます。

注射による事故を防止するためにも、十分な説明を受けて、同意したうえで接種するようにしましょう。

動物病院では、日常の健康管理なども含め、予防接種以外のアドバイスもいたします。集合注射以外での接種を希望される方は、動物病院に直接お越しください。

▼問合せ 表2の各動物病院

表2 動物病院一覧

動物病院 (所在地)	電話番号
三木動物病院(播磨町宮北)	079(435)3664
たなか動物病院(播磨町北野添)	078(943)5917
はりま動物病院(播磨町東本荘)	079(436)8330
いなみ動物病院(稲美町六分一)	〃(492)6290
トトどうぶつ病院(稲美町国岡)	〃(492)2391
あさの動物病院(加古川市平岡町高畑)	〃(420)2099
はとの里動物病院(加古川市加古川町木村)	〃(454)3231
池沢動物病院(加古川市加古川町平野)	〃(423)9939
グリーンピース動物病院(加古川市加古川町中津)	〃(421)6644
ポチ&タマ総合動物病院(加古川市東神吉町外田)	〃(431)7377
ミュウどうぶつ病院(加古川市別府町新野辺北町)	〃(430)0633
加古川動物病院(加古川市東神吉町西井ノ口)	〃(433)0523
やまぐち動物病院(加古川市神野町石守)	〃(423)6670
パークレー動物医療センター(加古川市加古川町備後)	〃(422)2289

動物病院 (所在地)	電話番号
吉田獣医科医院(加古川市別府町別府)	079(435)7887
ひっぼ動物病院(加古川市加古川町河原)	〃(421)4040
プリス動物病院(加古川市加古川町家町)	〃(422)2103
東加古川ペットクリニック(加古川市平岡町新在家)	〃(439)6234
魚住動物病院(明石市魚住町長坂寺)	078(947)3987
大久保動物病院(明石市大久保町大窪)	〃(936)6211
堂本動物病院(明石市大久保町わかば)	〃(936)6641
ファミリー動物病院(明石市魚住町清水)	〃(941)2070
松浜動物病院(明石市二見町西二見)	〃(942)0139
アルマ動物病院(明石市二見町東二見)	〃(944)2060
松尾動物病院(明石市上ノ丸)	〃(911)0234
なかむら動物病院(明石市魚住町長坂寺)	〃(948)2707
アン動物病院(明石市魚住町清水)	〃(942)7157

表1 平成25年度集合注射日程表

日程	場所	開始	終了
4月11日(木)	①西部コミセン駐車場	13:00	13:15
	②大中東公民館	13:25	13:40
	③野添コミセン	13:45	14:00
	④東部コミセン	14:10	14:25
	⑤古宮公民館	14:35	14:50
	⑥本荘西公民館	15:00	15:15



③野添コミセン
4月11日(木) 13:45~14:00



②大中東公民館
4月11日(木) 13:25~13:40



①西部コミセン駐車場
4月11日(木) 13:00~13:15



⑥本荘西公民館
4月11日(木) 15:00~15:15




⑤古宮公民館
4月11日(木) 14:35~14:50



④東部コミセン
4月11日(木) 14:10~14:25

飼い主の皆さまへ
人と犬が快適に暮らすために、マナーを守って飼いましょう。



- マナー その1●
犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。狂犬病は、すべての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。生後91日以上犬を飼うときは、犬の登録をし、年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。
- マナー その2●
放し飼いはやめましょう。散歩の際はリードをつけましょう。散歩中もリードを放したり、伸ばしすぎないように心掛けましょう。
- マナー その3●
犬のフンは必ず持ち帰りましょう。道路上に放置したままにするのは、飼い主のマナー違反です。犬のフンやブラッシングのあとの抜け毛は必ず持ち帰り、燃えるごみとして出してください。

～町の課題に協働で取り組む団体募集～



住民協働推進事業

この事業は、まちづくりに取り組む公益・非営利の法人や既に活躍されている住民活動団体（以下まちづくり活動団体）から、専門性・柔軟性などを生かした個人の利益や仲間だけの共益を超えた、地域やまちの公益のための活動の提案を募集し、まちづくり活動団体と町の協働事業として実施することを目的としています。

募集するまちづくり活動団体とは

- ・町内に事業所があるNPO法人、公益法人
- ・活動実績があり、住民に認知されている町内の団体
- ・ゆめづくり塾O.B

役割分担

- まちづくり活動団体 町の施策により実施する必要がある取り組みを主体的に実施する
- 町 まちづくり活動団体を側面から支援し、まちづくり活動団体では対処が困難な部分を担う
- 活動期間 平成26年3月末までで必要な期間
- まちづくり活動団体の選考 担当部署に提案内容についての意見を求めたうえで、運営委員会による選考を行い決定します

▼条件

- ①総合計画における施策や町が策定する計画における事業や取り組みに合致すること
- ②活動の核となる者5人以上で組織し、本町住民がその中にあること
- ③具体的な成果が得られるもので、その効果が地域に還元されることが期待できる活動であること
- ④活動を計画的に展開していくためのビジョンを有すること
- ⑤原則として、1年以上のまちづくり活動の実績があること

▼応募期限 4月12日(金)

・活動が終了した後、事業報告書を提出していただきます

※詳しくは、募集要項をご確認ください。募集要項・応募用紙は、企画グループ窓口のほか、町ホームページからダウンロードできます。

▼応募・問合せ

企画グループ ☎079 (435) 0356
<http://www.town.harima.lg.jp/>

塾 塾長募集

播磨町を

▶申込み・問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356

もっとすてきなまちにしたい。
 こんなまちだったらいいな。
 あんなまちにしたいな。

そんな思いはありませんか？

塾の選考

塾の活動は、運営委員会の選考により採択されたテーマの応募者を「塾長」とし、その「塾長」が中心となって、募集した「塾生」と共に自主的な運営により活動を進めていただきます。

▼応募資格

町内在住または在勤の人

▼活動期間

平成26年3月末まで

▼条件

- ・活動の中心が播磨町内であること
- ・塾活動の核になる者が5人程度いること
- ・多くの塾生や参加者を獲得できる見込みがあること
- ・活動を広げていきたいという「夢」と「熱意」があること
- ・具体的な成果が得られるもので、その効果が地域に還元されること
- ・期待される活動であること（単なる交流を目的とした活動、イベント中心の活動は対象となりません）

▼その他

- ・各塾には、予算の範囲内において、活動資金として研究委託料（限度額あり）をお渡しします
- ・同種のテーマによる申し込みがあった場合は、活動を共催、または分担していただくことがあります
- ・月1回程度、塾長会議を開催します（ご参加ください）
- ・活動終了後、成果をまとめた報告書を提出していただきます

▼応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、企画グループまで提出してください。用紙は企画グループにおいています。また、町ホームページからもダウンロードできます

▼応募期限 4月12日(金)

4月12日(金)

⑥適正な会計処理が行われていること、またはその能力を有すると認められること

※次のいずれかに該当する場合は対象としません。
 ・ごく限られた地域・対象者のための活動、または広域に跨る活動
 ・法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあるとき
 ・特定の政治、思想及び宗教の活動を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき

・まちづくり活動の成果が、特定の個人または団体のみにとどまること
 ・学術的な研究を主な目的とするとき
 ・レクリエーションや親睦を主な目的とするとき
 ・町の既存の補助制度、枠組みで対応できるとき

▼その他

・予算の範囲内において、活動資金として委託料（限度額あり）を支払います
 ・適正に活動資金が使われているか監査を行います
 ・活動が終了した後、事業報告書を提出していただきます

平成25年度介護保険料のお知らせ

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

特別徴収（年金から天引き）対象の方へ

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、市町村民税の課税区分（課税・非課税）および前年の合計所得金額などに基づき決定するため、これが確定する6月以降でなければ決まりません。

このため、平成24年度以前から継続して特別徴収により納付されている方の、平成25年4月、6月および8月の保険料は、基本的に平成25年2月に年金から徴収しました保険料額と同じ額を「保険料仮徴収額」として徴収することになります。ただし、6月に保険料が決まる関係で、8月の金額が変更になる場合がありますのでご了承ください。

なお、平成25年度の介護保険料額決定通知は、6月中旬に送付します。

また、仮徴収額の通知は、省略しますのでご了承ください。

特別徴収（年金天引き）の方法

4月	仮徴収
5月	仮徴収
6月	仮徴収
7月	仮徴収
8月	仮徴収
9月	仮徴収
10月	本徴収
11月	本徴収
12月	本徴収
1月	本徴収
2月	本徴収
3月	本徴収

●仮徴収（4、6、8月の支払い分）

基本的に前年度最後の支払い月（2月支払い分）と同じ金額が仮徴収として、年金から天引きされます。

●本徴収（10、12、翌年2月の支払い分）

今年度分の保険料額の確定を受けて、仮徴収額との調整が行われます。

「確定した保険料の年額 - 仮徴収合計額」を3回（10月、12月、2月）に分けて徴収されます。

普通徴収（納付書、口座振替で納付）対象の方へ

特別徴収の部分でも述べましたが、平成25年度の保険料額は6月以降でなければ決定できません。そのため普通徴収の方についても、平成24年度の保険料額を基に第1期（4月）分の保険料を徴収します。これを暫定賦課と言ひ、4月中旬に1回分の納付書（通知書）を送付します。

その後6月に保険料額が確定しますので、年額から第1期分を差し引いた額を残りの5回の納期で分けて納めていただきます。この決定通知については特別徴収と同じく6月中旬に送付いたします。

◎固定資産の縦覧制度

町内に固定資産を所有する納税者が「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により、町内にある他の土地や家屋と自己の資産の価格（評価額）を比較して確認していただく制度です。

▼縦覧期間

4月1日（月）～5月31日（金）

▼日時 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）

▼場所 税務グループ

▼必要な書類 前年度の納税通知書や運転免許証など本人確認ができるもの、また代理人の場合は委任状

人の場合には委任状

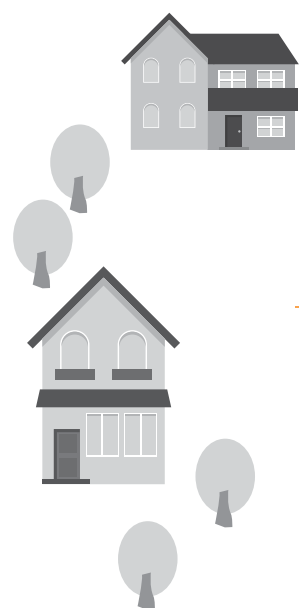
◎固定資産の閲覧制度

所有者本人の資産について「固定資産課税台帳（名寄帳）」により、固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。縦覧期間中は無料で閲覧できます。

▼必要な書類

前年度の納税通知書や運転免許証など本人確認ができるもの、また代理人の場合は委任状

※固定資産税の納税義務者で、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日後60日までに、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることが出来ます。



平成25年度の国民年金保険料月額と前納割引制度

年金

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

平成25年度の定額保険料は月額15,040円

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成25年度の定額保険料は前年度より60円引き上げられた月額15,040円になります。毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。なお、保険料は2年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアです。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。年金事務所では口座振替のお申し込みができて、郵送も可能です。

お得です

現金払いによる前納割引

国民年金には、一定期間（1年または6ヵ月など定められた期間）の保険料を前納すると割引になります。平成25年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、15,040円×12月＝180,480円になりますが、これを現金払いで1年度分前納すると3,200円の割引となり、180,480円－3,200円＝177,280円となります。

また、6ヵ月分の保険料を現金払いで前納すると730円の割引となり、1年度分の保険料を現金払いで6ヵ月分ずつ前納すると、（90,240円－730円）×2回＝179,020円となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けられます。

現金払いによる保険料の1年前納および4～9月分の6ヵ月前納の納付期日は4月30日、10～3月分の6ヵ月前納の納付期日は10月31日です。

保険料の前納は、原則として、1年または半年間を単位として行うものとされていますが、現金払いの前納の場合には、1年または半年間を単位とせずに任意の月からその年度末の3月分までの保険料を前納することもできます。

なお、保険料の一部免除を受けている人も、一部納付の保険料を前納することができます。この場合は、1年分、6ヵ月分、任意の月分から年度末までの分を前納することになります。

さらにお得です

口座振替による前納

口座振替による保険料の前納には、1年または半年間を単位として行うものがあります。

口座振替で1年分の保険料を前納すると176,700円で、現金払いによる前納の場合よりもさらに割引引きされ、年間で3,780円の割引引きとなります。また、6ヵ月分の保険料を口座振替で前納すると89,210円×2回＝178,420円で、年間割引額は1,030円×2回＝2,060円となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち1年前納および4～9月分の6ヵ月前納の申し込みの締切日は2月末日まで、10～3月分の6ヵ月前納の申し込みの締切日は8月末日までです。

口座振替による早割り

保険料の前納には、一定期間を前納のほかに、口座振替の早割りがあります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末に引き落としとなりますが、口座振替の早割りの場合には、毎月の保険料が納付期限より1ヵ月早く口座振替されます。

口座振替の早割りでは、月額で50円の割引引きとなります。

口座振替の早割りは、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

口座振替の申し込み

口座振替による1年分の前納および4～9月分の6ヵ月前納を希望する方は、2月末日までに、10～3月分の6ヵ月前納を希望する方は、8月末日までに申し込み必要があります。すでに口座振替で前納されている方は、引き落とし方法を変更する場合を除いて再申し込みの必要はありません。

▶申込窓口 口座振替を希望する金融機関窓口、加古川年金事務所、保険年金グループ

▶必要なもの 年金手帳または納付書（基礎年金番号の確認できるもの）、通帳、金融機関へのお届け印

平成25年度固定資産の縦覧・閲覧

▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358